

- 基準協会の動き
- 論説1 認証評価で得たもの
- 論説2 ALOを経験して
- 協会から 自己点検・評価の質の向上を目指して

基準協会の動き

組織

● 評議員の選任について

6月18日開催の第10回評議員会において、欠員となっていた東北地区からの評議員候補者推薦を受け、評議員の選任が行われ、以下の方が選出されました。

<評議員>

氏名	所属機関/職名
石田 憲久	青森中央学院大学・青森中央短期大学 理事長

● 理事の選任について

同評議員会において、理事の辞任に伴う次期役員（理事）の選考が行われ、次の方が選出されました。

<理事>

氏名	所属機関/職名
福治 友英	一般財団法人大学・短期大学基準協会/事務局長

認証評価

● 令和4年度短期大学認証評価の申込み

令和4年度短期大学認証評価は、6月13日付で評価の申込み案内を全国の公・私立短期大学へ送付し、7月30日に評価の申込みを締め

切りました。令和4年度に評価を受ける短期大学は、9月の理事会で決定し、関係校へ通知しました。

● 令和3年度短期大学認証評価 評価員研修会

本協会では、令和3年度の短期大学認証評価（評価校49校）を実施するために評価員を対象に、7月8日に「令和3年度短期大学認証評価 評価員研修会」をオンラインにより開催しました。

令和3年度短期大学認証評価

評価員研修会内容

- ・「評価員の役割について」
川並 弘純〔短期大学認証評価委員会 委員〕
- ・「第3評価期間の短期大学認証評価及び内部質保証について」
原田 博史〔短期大学認証評価委員会 委員長〕
- ・「基準別評価の考え方について」
麻生 隆史〔短期大学認証評価委員会 副委員長〕
- ・「財務諸表の見方について」
富永 和也〔短期大学認証評価委員会 委員〕

●大学認証評価説明会

本協会は、文部科学大臣より大学の機関別認証評価を行う認証評価機関として認証されたことに伴って、「大学認証評価に係る説明会」を大学の理事長・学長を始め ALO（認証評価連絡調整責任者）、自己点検評価活動関係者等の教職員を対象（評価申込み校以外も対象）に、8月24日にオンラインにより開催しました。

大学認証評価説明会内容

- ・「大学・短期大学基準協会が実施する大学認証評価について」
麻生 隆史〔大学認証評価委員会 委員長〕
- ・「大学評価基準及び内部質保証ルーブリック等について」
原田 博史〔大学認証評価委員会 副委員長〕
- ・「自己点検・評価報告書の作成等について」
福治 友英〔大学・短期大学基準協会 事務局長〕

●令和4年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会

本協会では、令和4年度に認証評価を受ける短期大学の ALO（認証評価連絡調整責任者）及び関係者を対象（評価申込み校以外も対象）に、8月27日に「令和4年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会」をオンラインにより開催しました。

令和4年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会内容

- ・「短期大学評価基準及び内部質保証ルーブリック等について」
原田 博史〔短期大学認証評価委員会委員長〕

- ・「自己点検・評価報告書の作成等の留意点について」
麻生 隆史〔短期大学認証評価委員会副委員長〕
- ・「事務的な留意事項について」
桜井 一江〔大学・短期大学基準協会事業課長〕
- ・「訪問調査の対応等について」
福治 友英〔大学・短期大学基準協会事務局長〕

●令和3年度短期大学認証評価の訪問調査について

令和3年度短期大学認証評価の実施につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問調査における「面接調査」に代えてオンライン会議を実施することになりました。

各評価員は、6月末に評価校から送付された自己点検・評価報告書等について書面調査を実施し、8月下旬から10月中旬の2日間において、オンライン会議により評価チーム（4名）による評価校との面談等が行われました。

●今後の評価スケジュール

- 11月16～18日…短期大学認証評価委員会分科会Ⅰ
- 12月1・2日…短期大学認証評価委員会分科会Ⅱ
- 12月13日…短期大学認証評価委員会拡大会議
- 12月16日…理事会
- 12月17日…評価校へ機関別評価案の内示(予定)
- 1月17日…内示への異議・意見申立ての提出締切
- 2月上旬…認証評価審査委員会による審査(異議申立てがあった場合)

3月中旬・・・理事会（令和3年度機関別評価の決定）、評価校への機関別評価結果の通知

3月下旬・・・評価結果の公表

事業報告・決算報告

5月27日開催の第45回理事会及び6月18日開催の第10回評議員会において、令和2年度の事業報告（案）及び決算報告書（案）が承認されました。詳細は、本協会のウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.jaca.or.jp/>)

令和2年度事業報告

概要

一般財団法人大学・短期大学基準協会は、令和2年度短期大学認証評価を40校に対して実施しました。評価の結果、40校は短期大学評価基準を満たしているものとして、適格と認定しました。

学校教育法等の一部改正への対応のため、「短期大学認証評価要綱」及び「短期大学評価基準」を令和2年6月に改定しました。

また、各種マニュアル等の点検・改善を図るとともに、8月開催予定であった令和3年度認証評価ALO（認証評価連絡調整責任者）対象説明会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9月に説明動画を本協会ウェブサイトに掲載しました。

大学の認証評価実施に向けて、令和2年6月に国公私立大学学長宛に令和3年度大学認証評価の申込み案内を通知しました。

短期大学が行う自己点検・相互評価活動の支援として、相互評価実施に関するデータを収集し、情報提供を承諾した会員短期大学へ相互評価データを提供していましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のためこれらは実施しませんでした。

短期大学に関わる高等教育の調査研究では、短期大学の自己点検・評価活動や内部質保証に資するため、「短期大学卒業生調査」の調査を実施しました。また、本協会の事業の「短期大学生調査」は、参加申込のあった67校において調査が実施され、調査結果は、令和3年2月に参加校に対して個別集計結果と全体集計結果のデータを提供しました。

本協会は会員制をとっており、令和2年度末現在の会員は大学6校、短期大学262校でした。

令和2年度の事業の内容は次のとおりです。

◇事業内容

1. 認証評価の実施等

(1) 令和2年度短期大学認証評価の実施

令和2年度短期大学認証評価については、令和元年6月に全短期大学へ評価申込案内を送付し、7月末に締め切った結果、40校から評価の申込みがありました。

令和2年度の短期大学認証評価実施に先立ち、令和元年8月26日に全短期大学を対象に「令和2年度認証評ALO対象説明会」を開催し、前年度からの変更点等を中心に認証評価、実施体制、実施方法等の説明を行いました。

短期大学認証評価委員会では、登録された評価員候補者のうちから172名（待機評価員12名を含む）を選出し、評価校1校につき5名又は4名の「評価チーム」を編成しました。

令和2年度は、コロナ禍における各評価校からの要望を踏まえ、自己点検・評価報告書の提出期限を1ヶ月伸ばし7月末とし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問調査に代えてオンライン会議を行うことにしました。評価員は、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づく書面調査を行い、9月上旬から10月下旬までの間で評価校とのオンライン会議に臨みました。評価チームは、オンライン会議終了後に当該評価校の基準別評価票を作成し、短期大学認証評価委員会へ提出しました。

短期大学認証評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たる8分科会を設け、11月17日～19日・12月2日の4日間にわたって短期大学認証評価委員会分科会を開催しました。各分科会では、11月18日・11月19日の分科会Ⅰにおいて、各評価チーム責任者との意見交換等を基に検討を加え、12月2日の分科会Ⅱにおいて機関別評価原案を作成しました。

12月14日、短期大学認証評価委員会拡大会議において、令和2年度短期大学認証評価を実施した40短期大学の機関別評価案を作成しました。今回の評価案で短期大学評価基準の一部を満たしていないと判断された評価校は、条件を付して改善を求め、その報告を待って判定を下すこととしました。

12月17日の理事会において、機関別評価案が承認され、12月18日に評価校へ通知（内示）しました。

令和3年1月18日までに評価校からの機関別評価案に対する異議申立てはなく、意見申立ては6校から22件ありました。1月28日、短期大学認証評価委員会において、意見申立てについての対応案がまとめられ、2月5日の認証評価審査委員会において短期大学認証評価委員会の意見申立てへの対応について確認が行われました。

令和2年1月28日及び2月18日の短期大学認証評価委員会において、機関別評価案に条件を付した4校から提出された改善報告書等について改善を確認し、適格とする機関別評価案が承認されました。

2月19日の理事会では、年度内の改善を条件に付した4校の改善が確認され、適格と認定しました。

3月11日の短期大学認証評価委員会において、1校から提出された改善報告が了承されました。

3月12日の理事会において、1校から提出された改善報告が了承され、40校の令和2年度機関別評価を適格と認定しました。

令和2年度短期大学認証評価結果報告書（CD-R）を作成し、3月25日に文部科学大臣に報告するとともに、会員校、報道機関及び関係各方面へ配布しました。

(2) 令和3年度短期大学認証評価の準備

令和3年度短期大学認証評価については、6月に全短期大学へ令和3年度短期大学認証評価実施要領とともに評価の申込み案内を送付し、7月末に評価申込みを締め切り、9月17日の理事会で私立短期大学の48校を評価校として決定しました。

(3) 令和3年度大学認証評価の準備

大学機関別認証評価の実施に向けて、令和2年4月20日に大学認証評価要綱、大学評価基準、大学認証評価実施規程、大学・短期大学基準協会会員規程を本協会ウェブサイトにおいて公表し、併せて、大学会員の募集を行いました。6校の入会がありました。

令和2年6月22日に国公私立大学へ令和3年度の認証評価実施要領とともに評価の申込み案内を送付し、7月末に評価申込みを締め切りました。評価の申込みはありませんでした。

(4) 令和2年度短期大学認証評価の評価員研修会について

評価校40校の評価員を対象に令和2年7月8日及び9日に開催を予定していた「令和2年度認証評価 評価員研修会」について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため同研修会の開催を中止し、8月に同研修会の説明動画及び資料をウェブサイトに掲載するとともに、評価員172名に対して、その旨の通知及び関係資料を送付しました。

(5) 短期大学認証評価要綱、評価基準、各種マニュアル及び実施体制などの点検・改善

学校教育法等の改正に伴う見直しを行い、「短期大学認証評価要綱」及び短期大学評価基準を改定、それに対応した評価員マニュアル及び評価校マニュアルの整備を行いました。

(6) 令和3年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会について

令和3年度短期大学認証評価に申込みのあった短期大学のALO、関係者及び評価申込短期大学以外のALO等に対して、8月28日開催を予定していた令和3年度短期大学認証評価ALO対象説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、9月に評価基準、内部質保証ルーブリック及び自己点検・評価報告書作成上の留意点等についての説明動画を本協会ウェブサイトに掲載しました。

(7) その他認証評価に係る事業

令和2年度認証評価の評価員(160名)に対して、その功績をたたえ、ご貢献の感謝の証として評価員認定証を交付しました。

2. 短期大学が行う自己点検・相互評価活動の促進及び支援

自己点検・相互評価推進委員会は、短期大学間の相互評価の相手校を選定する支援として、相互評価実施に関するデータを収集し、相互評価を希望する会員短期大学にそのデータを提供しています。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大等防止のため相互評価実施に関するデータ収集及びデータの提供は行いませんでした。

3. 地域総合科学科（総称）の適格認定・達成度評価

令和2年度は、地域総合科学科の適格認定の申請、達成度評価はありませんでした。

4. 短期大学に関わる高等教育の調査研究

- (1) 調査研究委員会では、「短期大学における卒業生調査の実施及び方法」に関する研究開発チームを設け、認証評価への活用を念頭に置きつつ、在学時の教育プログラムと卒業後の職業との関連性などを確認できるような卒業生調査ツールの開発と提供を目指して準備を進めており、7月～8月にかけて、短期大学卒業生調査（web調査）を実施しました。本調査は、会員短期大学46校の協力を得て、計9,560名の卒業生に依頼した結果、1,962件の回答がありました。9月下旬に各参加校のローデータ、令和3年1月下旬に全体集計結果と各参加校の個別集計結果を送付し、同年3月下旬に全体集計結果報告書を公表しました。
- (2) 短期大学生調査（Tandaiseichosa）は、6月に会員短期大学へ参加を募ったところ、64校（申込人数19,189名）から参加申し込みがありました。本年度は、既存の「質問紙調査」方法に新たに「web調査」方法を加えて実施しました。8月下旬に参加校へ調査票、実施手引き等を送付し、9月から12月初旬の間に調査を実施しました。
- (3) 令和3年3月1日開催の調査研究委員会では、次年度の事業計画を決定し、短期大学卒業生調査の研究開発について検討しました。

5. 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

- (1) ニュースレターの発刊
本協会の広報委員会は、年3回会報「ニュースレター」を刊行し、会員校はじめ関係者に本協会の活動等についてお知らせしています。令和2年度は第87号から第89号まで発刊し、バックナンバーを含め、本協会のウェブサイト（<https://www.jaca.or.jp/>）に掲載しています。
- (2) 認証評価結果報告書（CD）の刊行（再掲）
「令和2年度短期大学認証評価結果報告書（CD-R）」は、会員校及び関係機関等に配布し、ウェブサイトにも掲載しました。
- (3) 「短期大学生調査（2020年）報告書」をウェブサイトへ掲載しました。
- (4) 短期大学間相互評価報告書のウェブサイトへの掲載
令和2年度に相互評価の報告のあった1組の成果をウェブサイトへ掲載しました。

6. その他目的を達成するために必要な事業

(1) 委員会委員の選任

令和2年12月の理事会において、理事長から認証評価審査委員会委員長が指名されました。また、令和3年3月31日で広報委員会委員の任期が満了となるため、令和3年2月の理事会において、次期候補者案が承認され、理事長から委員長が指名されました。

(2) 認証評価機関連絡協議会

認証評価機関14機関で組織する認証評価機関連絡協議会（第22回）が8月20日にウェブ開催され、文部科学省から高等教育政策の動向についての説明に続いて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における各認証評価機関の対応について報告・意見交換が行われました。

また、同協議会（第23回）は、令和3年3月4日に開催され、文部科学省から高等教育政策の動向についての説明に続いて、令和3年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修会の実施が決定されました。その後、各認証評価機関の状況等について報告・意見交換が行われました。

(3) 認証評価制度に関する連絡会

機関別認証評価事業を実施している独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構、一般財団法人大学教育質保証・評価センターと本協会の5機関で当番制により、評価事業の現状報告、今後の予定、当面する諸問題などについて情報交換を行っています。また、毎回文部科学省担当官から高等教育の現状と課題についての報告を受けています。本年度は、令和2年6月、9月、令和3年2月の3回の開催がありました。

(4) 高等教育質保証学会

高等教育質保証学会（会長、本協会原田博史副理事長）は、新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年4月16日に政府が全国に発出した緊急事態宣言を受けて、臨時評議員会及び臨時総会をウェブ開催し、聖徳大学において開催予定の第10回大会（令和2年8月29日・30日）について、令和3年度に延期することを決定しました。令和2年8月31日に評議員会、9月12日に総会をメール審議により開催し、令和元年度活動報告、令和2年度事業計画案、第6期役員等が承認されました。

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	75,109,269	45,873,239	29,236,030
前払金	1,193,970	1,193,970	0
貯蔵品	26,568	33,400	△ 6,832
流動資産合計	76,329,807	47,100,609	29,229,198
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	100,000,000	100,000,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	18,168,696	15,869,371	2,299,325
減価償却引当資産	10,229,796	9,080,600	1,149,196
評価事業引当資産	147,000,000	147,000,000	0
特定資産合計	175,398,492	171,949,971	3,448,521
(3) その他固定資産			
建物付属設備	104,083	138,776	△ 34,693
什器備品	1,496,436	1,487,701	8,735
ソフトウェア	150,255	151,493	△ 1,238
保証金	7,920,000	7,920,000	0
その他固定資産合計	9,670,774	9,697,970	△ 27,196
固定資産合計	285,069,266	281,647,941	3,421,325
資産合計	361,399,073	328,748,550	32,650,523
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,561,750	1,645,434	△ 83,684
預り金	353,150	320,805	32,345
流動負債合計	1,914,900	1,966,239	△ 51,339
2. 固定負債			
退職給付引当金	18,168,696	15,869,371	2,299,325
固定負債合計	18,168,696	15,869,371	2,299,325
負債合計	20,083,596	17,835,610	2,247,986
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(157,229,796)	(156,080,600)	(1,149,196)
正味財産合計	341,315,477	310,912,940	30,402,537
負債及び正味財産合計	361,399,073	328,748,550	32,650,523

正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[10,027]	[10,000]	[27]
特定資産運用益	[17,194]	[17,056]	[138]
受取会費	[72,863,100]	[75,717,800]	[△ 2,854,700]
事業収益	[57,200,000]	[39,312,000]	[17,888,000]
受取補助金等	[712,000]	[0]	[712,000]
雑収益	[3,477,038]	[4,971,661]	[△ 1,494,623]
経常収益計	134,279,359	120,028,517	14,250,842
(2) 経常費用			
事業費	[75,384,091]	[86,744,602]	[△ 11,360,511]
管理費	[28,492,731]	[27,064,164]	[1,428,567]
経常費用計	103,876,822	113,808,766	△ 9,931,944
当期経常増減額	30,402,537	6,219,751	24,182,786
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	[0]	[6,598]	[△ 6,598]
経常外収益計	0	6,598	6,598
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	[0]	[74,290]	[△ 74,290]
経常外費用計	0	74,290	△ 74,290
当期経常外増減額	0	△ 67,692	67,692
当期一般正味財産増減額	30,402,537	6,152,059	24,250,478
一般正味財産期首残高	210,912,940	204,760,881	6,152,059
一般正味財産期末残高	241,315,477	210,912,940	30,402,537
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	341,315,477	310,912,940	30,402,537



論説 1

認証評価で得たもの ～コロナ禍での認証評価を通して～

林 陽 子 (岡崎女子短期大学 学長)

はじめに

岡崎女子短期大学は、令和2年度に大学・短期大学基準協会による短期大学認証評価を受け、令和3年3月12日付で適格認定証を拝受致しました。教職員一同胸をなでおろし、その後暫くは顔を合わせるたびに「よかったですね」「嬉しいです」が挨拶の言葉になりました。

この度の認証評価は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で評価を受けることとなり、勤務校で重責を担われている評価員の先生方には、いつにも増して多大なご負担をおかけ致しました。そのような状況においても、終始細やかで暖かなご指導をいただきましたことに深く感謝申し上げます。また、止む無く訪問調査に代わるオンライン会議の実施をお決めくださった大学・短期大学基準協会の皆様には、度重なるご指導を仰ぐことになり、ご苦勞とお世話をおかけしました。適格の認定をいただくまで、私どもを支えてくださいましたすべての皆様に、篤く御礼申し上げます。

岡崎女子短期大学の概要

岡崎女子短期大学を運営する学校法人清光学園は、学園の創立者である本多由三郎先生が、愛知県岡崎市内の寺子屋を前身とする嫩（ふたば）幼稚園の園長に就任したことに端を発します。時は大正時代が終わりを告げる頃でした。本多先生は、人の土台は幼児期にあり、との強

い信念の基に幼児教育の拡充に奔走し、後に幼児教育者養成の重要性をも確信するに至りました。創立者の願望と熱意によって、昭和40年、定員40名の保育科（後に「幼児教育学科」と改称）を置く岡崎女子短期大学は、岡崎市内を一望する小高い丘の上に誕生しました。

本学の建学の精神は「理性と伝統の上に立った自由と創造は、教育の生命である。この精神に基づいて、本学は心身ともに、健全にして、高き知性と豊かな情操をもって、国家社会の発展に貢献する、有能な女性の育成を目的とする」です。女子教育の社会的意義と期待に満ちた創立者の言葉の価値は、教育の根幹として今も共有されています。

幼稚園から出発し、地域における保育者養成を担う女子教育の拠点として発展しつつ、本学は初等教育学科、経営実務科（後に「現代ビジネス学科」と改称）、人間福祉学科、専攻科幼児教育学専攻を開設してきました。時代や社会の変容に伴い、今日では幼児教育学科及び現代ビジネス学科を有する、入学定員302名を掲げる短期大学として、地域社会に貢献する人材の育成に力を注いでいます。なお、幼児教育学科には第一部と、修学年限が3年の第三部があります。第三部は、当初は勤労学生を受け入れて保育者養成を行っていましたが、今では、学生の多様なニーズに柔軟に応える学科として、存在意義を発揮しています。幼児教育学科の伝

統と実績を引き継いで平成 25 年に開学した岡崎女子大学は、保育者及び小学校教諭を養成する 4 年制の教育機関として、地域の期待を集めています。

前回の認証評価における課題への対応

平成 25 年に受けた認証評価では、4 点の向上・充実のための課題が示されました。1 点目は建学の精神と教育目的・目標との整合性に関する指摘、2 点目はシラバスに関する指摘、3 点目は授業及び教育の向上・充実に向けた組織的取組に関する指摘、4 点目は財政面での指摘です。

これらの課題のうち、多くの時間とエネルギーを割いたのは、1 点目の課題です。教育の根幹に係る、短時間の議論では到底解決できない課題でもあったからです。建学の精神の検証と今日的な継承のあり方を全学で協議し、令和元年に建学の精神の文言はそのまま残しつつ、その神髄を「自由と創造 自律と貢献」としました。この建学の精神の神髄は全学で共有することは勿論、学外へも積極的に発信しています。この一連のプロセスにおいて、学内の議論はアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの検討に及ぶこともあり、建学の精神と教育目的・目標との整合性を明らかにすることができました。

令和 2 年度認証評価を受けるにあたって

平成 30 年度を迎え、教職員の間では、2 年後に予定された 3 度目の認証評価が話題になってきました。自己点検・評価委員会は学長を委員長とする常設の委員会として設置されており、自己点検・評価報告書も毎年公表していましたが、いよいよ評価を受ける準備を進めなければ、との認識が強くなっていきました。この認識の下、教育の内容や成果を可視化する試み

や、質保証に向けての議論、内部質保証ルーブリックの検討など、評価の視点で様々な試みがなされました。すべてが成果を上げたわけではありませんが、点検と評価に取り組む姿勢は私たちの財産になったと言えます。

令和元年度には、短大認証評価受審準備室を設け、自己点検・評価委員会と合同で委員会を開催するなど、学内で評価を受けるモードは日々高まりを見せました。各部署や委員会の手分けして自己点検・評価報告書を執筆し編集する過程においては、根拠規程やエビデンスの確認が伴うようになり、評価員による評価の意義の大きさを実感する日が続きました。

令和 2 年度も、新型コロナウイルス感染症は収束の気配がなく、基準協会より、訪問調査に代えてオンライン会議での面接調査を受けることが知らされました。令和 2 年度は、対面、オンライン、ハイブリッドの授業形態を入れ替わり実施し、オンラインによる会議も展開していましたので、オンライン会議による面接調査のイメージをもつことは難しくはありませんでしたが、備付の詳細な資料や、本当はご覧いただきたい校内の各施設について、どのように提示すればよいのか悩みながらの準備でした。

この間に、自己点検・評価報告書をお読みいただいた評価員の先生方からは、多くの事前質問が出されました。それまで意識していなかった事柄や説明不足の部分に係るものが多く、ALO を中心に各部署に問い合わせたり資料を確認したりして回答書を作成したことで、さらに自己点検が進みました。

オンライン会議による面接調査から得たもの

令和 2 年 10 月 19 日、オンライン会議による面接調査が行われました。事前にインターネットの状態等についてテストを重ねていたも

の、アクシデントがないとは言えず、緊張感漂う会議の開始でした。評価員の先生方から、自己点検・評価報告書や事前質問への回答書に沿って細部にわたるご質問や新たなご指摘をいただき、私たちが回答するというやり取りが続く中、評価員の先生方の勤務校の実情や教育活動についてお話を伺い、私たちの方からも質問させていただいたりして、共感したり納得したりしました。

この会議を通して、オンラインであっても対面であっても、直接の対話を重ねることの重要性を再認識すると同時に、認証評価のポリシーであるピアレビューの深い意味に思いを巡らせることとなりました。学修環境や学生の姿のより分かりやすい提示方法を工夫することで、オンライン会議でも訪問調査同様の十分な評価が可能であることを確信しました。

認証評価を内部質保証につなぐために

今回の機関別評価結果では、次の2点を「特に優れた試み」と評価していただきました。1点目は基準Ⅰに係る、学修の記録（履修カルテ）の実施です。これは、ディプロマ・ポリシーの達成度を学生自身が確かめるための手段です。数回にわたるカルテの記入の都度、教育目標を確認し成長を実感することができます。2点目は基準Ⅱに係る、学生支援の取り組みです。学修につまずいている学生への重層的な対応、学び直しのためのミニ講座、休学中や復学した学生のための休学者支援サロン、毎週水曜日の午後のアクティビティ・タイム、卒業生の再就職を支える情報ツール「お仕事ナビ」等、教職員が協働で学生をきめ細かく支える仕組みは、実績につながっています。

一方で、基準Ⅲに係る向上・充実のための課

題として、過去数年にわたり経常収支の支出超過があることから、財政健全化が課題となりました。法人と一丸となって努力した結果、令和元年度及び2年度は収入超過となりましたので、この状態を維持拡充すべく決意を新たにしました。

基準別評価票においては、基準Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのそれぞれに向上・充実のための具体的な課題が提示されました。今後はそれぞれの課題についてPDCAを回す必要性を感じていますが、非常に難しさを感じているのは、教養教育の充実に係る課題です。幼児教育学科及び現代ビジネス学科は実務者養成を目的としており、実習を始め専門的かつ実践的な科目重視の教育課程を編成してきました。若干の改正は行いましたが、更なる検討を続けています。

今回の認証評価を受けて最も大きな成果は、自己点検・評価は常に必要であり、それが教育の内部質保証につながることで、またPDCAを回し続けることの重要性を、程度の差はありますが教職員で共有できたことです。

岡崎女子短期大学は、地域からの信頼と教育現場や保育現場からの期待に応えるべく、教育研究の質の向上に一層の努力を重ねて参ります。どうぞご指導をよろしくお願い致します。



(岡崎女子短期大学の外観)

論説 2

ALO を経験して

河本 洋一（札幌国際大学短期大学部・教授）



「認証評価用だろうとなかろうと、自己点検・評価報告書は、共同執筆の論文と同じです！」

これが、平成 31 年度の教授会の場で開口一番、教職員の皆様へ申し上げた言葉です。私は ALO として、この言葉には二つの意味を込めました。ひとつは、認証評価に使う報告書の作成は ALO が全てを執筆する“単著論文”的執筆物ではないということ。そして、もう一つは、学内の様々な部署がピア・レビューでこの報告書を作成していくという作業手順へのメッセージです。そして、隠された意味として私自身に対して「自己点検・評価報告書の作成を徒労に終わらせてはならない」という思いもありました。

幸い本学には、教員と職員がそれぞれの職域の立場に敬意を払いながらも率直に意見を交わすという風土があるため、自己点検・評価作業も教員と職員のどちらかに偏向した単なる作業ではなく、教育の質が高まっていくための実効的な点検・評価として進めていくことが出来ました。その過程において令和 2 年度の認証評価を迎えることになったと申し上げた方が、実態に即していると思われまます。

したがって認証評価の段階では、内部質保証の仕組みが出来上がり運用を開始したばかりのものがあつたり、すでに PDCA サイクルによって改善が継続的に行われていたりするものが混在しておりました。決して、他短期大学に比べて先進的な取組みをしているわけではありませんが、“認証評価のためだけの報告書の作成”

という徒労的な作業だけは回避した状態で認証評価を迎えることができました。勿論、必要なエビデンスが用意されているか、文章表記との整合性はあるかなど、論文で言えば査読にあたるチェックは例年よりも厳しく行われましたが、半期に一度の中間総括を実施してきたことや基準協会の説明会に定期的に参加してきたことが功を奏し、書類的な面での不備があつて直前に慌てるという事態はありませんでした。

ただし、それが自己点検・評価の内容の質の高さそのものを表しているわけではありません。課題も山積しています。中でも本学が最も改善を急いでいるのは、アセスメントポリシーの策定と IR 室の有効活用です。本学においてはその都度、学外評価員を依頼し、本学の教育についての評価を行う「地域“共育”に関するラウンドテーブル」を令和 2 年度より本格的に始めましたが、これについてはその根拠となるアセスメントポリシーが未完成であり、IR 室が経年変化を分析していくために策定を急いでおります。このポリシーの策定には ALO による各部署間の調整が必要不可欠であり、認証評価で培った互いの職域のリスpekt（敬意）と建設的な批判というピア・レビューの精神が試されていくものと考えています。

さて、このたびの認証評価では、コロナ禍の影響による Zoom を使った訪問調査に代わるオンライン会議であることから、可能な限り臨場感のあるスムーズな調査環境の構築に配慮いたしました。キャンパス内紹介動画は校舎内だけ

でなくドローン映像による屋外からの映像も取り入れ臨場感あるものを制作しました。また、オンライン会議での質疑応答ではテレビカメラを俯瞰用、発言者用に2台用意し、その都度オペレーター（本学職員）がカメラや音声また共有資料の切り替えを行うという、放送局さながらの環境を整えました。このような機器操作は遠隔授業で培ったノウハウであり、認証評価のオンライン会議で活かすことになるとは少々皮肉なことではありますが、これも教育効果を高める日々の実践があってこそこのこととプラスに受け止めております。

最後になりましたが、評価員の皆様におかれましては、本来であれば本学に足を運んで頂

き札幌ドームを眺める緑溢れるキャンパス内で訪問調査を行って頂く予定でした。直接お会いすることなく訪問調査に代わるオンライン会議を行うというコロナ禍特例では、基準協会の皆様にも多大なご苦勞をおかけしたことと思いません。紙面を借りて感謝の意を表します。



（札幌国際大学短期大学部キャンパス）





協会から

自己点検・評価の質の向上を目指して

一般財団法人大学・短期大学基準協会 理事

桜田通り総合法律事務所 弁護士

佐々木 公明

私は、平成17年から現在に至るまで、本協会の理事を務めさせていただいています。

理事の中では、私のみが弁護士です。また、通常の弁護士業務のほかに、上場企業の社外監査役や社外取締役を十数年にわたり務めさせていただいております。

この度は、「自己点検・評価の質の向上を目指して」というテーマで執筆のご要請をいただきましたが、本協会の理事の中では少し他の理事の方々とは異なった、上記のとおり社外役員等の経験のある弁護士という立場にある者の視点から意見を述べさせていただきます。

本協会の認証評価制度は、大学・短期大学の「教育の質保証」をするとともに、主体的な「改革・改善」を支援するものです。そして、この大学・短期大学ご自身による、主体的な「改革・改善」の第一歩として重要なのが「自己点検・評価報告書」の作成だと理解しています。

認証評価機関としての本協会が書面調査・訪問調査やその他の手続きを経て認証評価を行うのは、7年に一度です。しかし、学校の運営は、ひとたび認証評価を受けた後も日々継続されていくのですから、一度、認証評価を受けて適格と判定されたとしても、自己点検・評価は、いわゆるPDCAサイクルの中で毎日不断に継続されていく必要があります。

ただ、それは、「言うは易く行うは難し」で、外部から想像する以上に学校運営は実際には大変なご苦労がおりだと思えます。ですから、その際に、会員校の皆様にご検討いただきたいのは、もちろん、学校経営は、理事の方々

を中心とし、これに加えて監事・評議員の方々、また、教学運営体制については学長等の方々が中心となって方針を決定していただく、主導権をもって実行していただくということになる訳ですが、その意思決定等の過程で、是非、もっと弁護士や公認会計士などの専門家をうまく活用していただけないものかと考えています。

私は弁護士ですので、特に弁護士の活用について述べさせていただきますと、例えば、大学評価基準・短期大学評価基準には「リーダーシップとガバナンス」という項目があり①学校法人の管理運営体制、②監事の業務遂行、③評議員会の運営、④情報公開がそれぞれ法令等に適合しているかについて、確認が必要となりますが、「法令等」への適合性の問題ですので、事前に必要な資料を弁護士に開示したうえで、上記①乃至④についての法令等への適合性につき報告書・意見書を作成させて、それを参考資料として理事会等で議論・判断するというように弁護士を活用していただくことは、自己点検・評価の質の向上につながると考えます。

特に、令和2年4月には、私立学校法において、学校法人のガバナンス強化に重きを置いた多岐にわたる改正がなされ、例えば、学校法人から役員等に対する特別の利益供与の禁止（第26条の2）、特別利害関係を有する理事の議決権排除（第36条）、競業及び利益相反取引への制限拡大（第40条の5）、理事から監事への報告義務（第40条の5）、監事による理事会の招集請求権（第37条）、監事

による理事の法令違反行為の差止（第40条の5）等々、法制度が変更されている点については、弁護士によるチェックをうまく活用していないと、認証評価を受けてから7年の間に法令上問題のある処理が積み重なってしまっているということもあり得ます。

また、理事会の運営や、理事と監事との関係に関する問題は、上場企業の社外役員の経験があれば、取締役会の運営の問題や取締役と監査役との関係において社外取締役である弁護士が直面した問題と似通った点が多いですから（もちろん、全く同じということはある

りませんが）、社外役員の経験のある弁護士であれば、適切なアドバイスをできる場面がかなりあるかも知れません。

もとより、学校法人の運営においては、法律面における弁護士のチェックや財務会計面における公認会計士のチェック以外に、検討・判断の必要な重要事項が他にも山積している訳ですが、弁護士等の専門家を活用できる分野については、うまく専門家を活用していただくことが、自己点検・評価の質の向上に資するものと考えられますので、ご検討いただければと思います。

編集後記

長く続いたコロナウイルス第5波は減少傾向に転じ、ワクチン接種も国民の過半を超えて、かすかな灯りが見え始めました。現在の短期大学2年生は、入学以来ずっとコロナ禍での学生生活が続き様々な制約を受けてきました。これから半年は少しでも充実した活動ができ、豊かな学びの締めくくりになることを祈ります。

現在、令和3年度の認証評価がオンライン会議でおこなわれていますが、昨年度の経験を踏まえて数々の改善がなされています。良くも悪くもこの一年半でオンライン会議はごく当たり前の風景となりました。今回のニューズレターは、初めてオンライン会議での実施となった令和2年度認証評価受審校からご寄稿をいただきました。コロナ禍にあっても、各校教職員の教育への情熱が、様々な不自由や困難を乗り越えて、教育の充実、さらには評価活動の向上に寄与することを感じました。

(HF)

編集・発行

一般財団法人 大学・短期大学基準協会 広報委員会
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11
第2 星光ビル 6階

Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954

E-mail : jimukyoku@jaca.or.jp

URL : //www.jaca.or.jp/